

平成24年7月12日  
中国四国産業保安監督部

自家用電気工作物の年次点検の確実な実施について（注意喚起）

当部管内において、保安規程に定められた年次点検が適切に実施されていない事業場があることが判明しました。

つきましては、管内の自家用電気工作物設置者に対し、保安規程に基づく年次点検の確実な実施を求めるとともに、改めて電気工作物の保安管理を徹底する旨注意喚起します。

当部管内において、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託している事業場のうち、設置者側の意向により、その電気工作物の停電を伴う年次点検が保安規程に定める頻度で実施されていない事業場があることが判明しました。

適切に電気工作物の保安管理が行われない場合、重大な電気事故を引き起こす原因になり、過去の事件事例でも、年次点検や保安管理が適切に実施されていれば、未然に防ぐことができた事故も少なくありません。

点検の実施は設置者の義務であり、未実施の場合、電気事業法第42条第4項に定める保安規程の遵守義務違反となります。当部としては、このような設置者に対して厳しく対処していくこととしております。自家用電気工作物を設置する皆様方におかれましては、電気工作物の年次点検の確実な実施を含めた保安管理の徹底をお願いします。

※自家用電気工作物設置者は、年次点検の内容及び頻度等を、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成17年3月28日付け平成17・03・22原院第1号）」に従い、保安規程に定め、電気事業法第42条第4項において、保安規程を遵守する義務が課せられています。

本件に関する問い合わせ先  
中国四国産業保安監督部 電力安全課  
電話 082-224-5742